

# 平成30年度第1回流山市広告物審議会議事録

## 目次

1	開催日時及び場所	1 ページ
2	出席した委員及び職員	1 ページ～ 2 ページ
3	諮問した案件	2 ページ
4	傍聴者	3 ページ
5	議事の概要	3 ページ～ 12 ページ

## 1 開催日時及び場所

日 時：平成31年1月8日（火）

午後1時15分から午後4時00分まで

場 所：流山市役所第2庁舎3階304会議室

## 2 出席した委員及び職員

### (1) 審議会委員

横内 憲久（学識経験者）・・・会長

山中 新太郎（学識経験者）・・・副会長

海老原 広幸（広告物業を営む者）

坂 仁美（市民等）

間宮 瑞代（市民等）

### ※欠席した委員

野上 貴広（関係行政機関の職員）

田中 庸子（市民等）

### (2) 職員

都市計画部部長	武田 淳
都市計画部次長 兼都市計画課長	長橋 祐之
都市計画課課長補佐	駒木根 勝
都市計画課都市計画係長	松田 賢
都市計画課職員	向山 浩史
都市計画課職員	西山 直勝

### 3 諮問した案件

- 第1号議案 屋外広告物等の許可基準について
- 第2号議案 適用除外となる屋外広告物等の基準について
- 第3号議案 特定屋内広告物の基準について
- 第4号議案 高速自動車国道の区域、道路のうち市長が指定する区間にある区域及び鉄道のうち市長が指定する区間にある区域について
- 第5号議案 道路又は鉄道の区域に接し、かつ、当該道路又は鉄道から展望できる地域のうち、市長が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然景観を害するおそれがあると認めて指定する区域について
- 第6号議案 その他市長が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要と認めて指定する地域、区域又は場所について
- 第7号議案 道路の石垣及び擁壁並びにこれらに類するもので市長が指定するものについて
- 第8号議案 信号機、道路標識及び道路の防護柵並びにこれらに類するもので市長が指定するものについて
- 第9号議案 電柱、街灯その他これらに類するもので市長が指定するものについて
- 第10号議案 煙突並びにガスタンク及び水道タンク並びにタンクで市長が指定するものについて
- 第11号議案 規則で定める適用除外となる屋外広告物等について
- 第12号議案 届出が必要となる特定屋内広告物の規模について
- 第13号議案 屋外広告物等の管理に関し必要な知識を有する者につ

いて

#### 4 傍聴者

0名

#### 5 議事の概要

##### 第1号議案、第2号議案

第1号議案「屋外広告物等の許可基準について」

第2号議案「適用除外となる屋外広告物等の基準について」

第1号議案と第2号議案は関連があるため、一括して説明を行った。

##### 【概要】

流山市広告物条例施行規則（以下「市条例規則」という。）別表第1、同別表第3、及び流山市広告物条例ルールブック（案）を用い、屋外広告物等の許可基準及び、適用除外となる屋外広告物等の基準について、事務局より説明を行う。

千葉県屋外広告物条例（以下「県条例」という。）及び同施行規則の規定と流山市景観計画（以下「景観計画」という。）の屋外広告物等に関する規制をそれぞれに規定される地域ごとに重ね合わせることで、市内を第1種から第5種の規制地域に分けて、それぞれの地域区分に応じた基準を定める。

##### 【質疑応答】

##### 山中委員

第1種から第5種に向かって規制が緩くなるのか。規制地域ごとのイメージを教え欲しい。

##### 都市計画課 松田

第1種が最も厳しく、第5種が一番緩い規制のイメージではあるが、第2種対第3種・第4種の強さ関係については一概に言えない。

県条例を優先に考えると禁止地域である第2種の方が厳しいという言い方になるが、県条例上は厳しくない許可地域でありながらも、景観計画に定める景観計画重点区域（以下「重点区域」という。）である第3種・第4種については、市の景観施策からすると第2種より厳しい制限を課しているため、制限内容によっては、第3種・第4種の方が厳しいと言

える。

#### 山中委員

第3種と第4種を分けた意図は何か。

#### 都市計画課 松田

景観計画において、第3種はTX沿線整備区域、第4種は流山本町区、それぞれ制限内容が異なることから、分けている。第4種規制地域である流山本町区域の方が、色彩の基準が厳しい。

#### 都市計画課長 長橋

第1種は、県条例で指定される禁止地域であり、かつ重点区域であることから、屋外広告物等をそれぞれの基準で、強く規制している。

第2種は、県条例で指定される禁止地域であるが、景観計画で定める景観区域（以下「景観区域」という。）であり、景観計画上の規制は緩い。用途地域や土地利用的に屋外広告物等を強く規制している。

第3種・第4種については、県条例では許可地域と規制の緩い地域であるが、流山市の景観上は重点区域であり、規制を強くしている地域である。

そして第5種については、県条例では許可地域であり、市の景観計画では、景観区域であるため、比較的規制の緩やかな地域として、色分けをしている。

#### 山中委員

共通基準は、各規制地域共通の基準という意味ではなく、広告物の種別にかかわらず共通して守る基準という理解でよいか。

#### 都市計画課 松田

そのとおりである。

#### 間宮委員

規制地域図の色分けについて、一見したときに規制の厳しいところかどこなのか、色分けをわかりやすくできないか。

#### 都市計画課 松田

検討させていただく。

#### 間宮委員

店舗の建物自体がカラーリングされており、広告の機能を果たしている場合は、流山市広告物条例（以下「市条例」という。）による規制を受

けると考えてよいか。

#### 都市計画課 松田

景観計画において、2色以上で特定の企業を連想させるようなものは広告物に該当するという運用をしている。市条例も同様の運用とする。

また、使用する色が1色の場合は、広告物に該当しないが、景観計画により建築物の壁面の色彩制限を受けることとなる。

#### 海老原委員

自動販売機に派手な色でラッピングされている場合は、市条例による規制を受けるか。

#### 都市計画課 松田

市条例では規制の対象外である。しかし、景観計画において、工作物の設置の制限として、周辺と調和した色彩とするよう指導している。

#### 山中委員

許可基準と適用除外の違いは何か。

#### 都市計画課 松田

許可基準とは、許可を得るための基準のことであり、適用除外とは、一定規模以下の広告物について、許可の手続きが不要となるもののことである。

#### 間宮委員

自己用でない道標、いわゆる野立て看板だけが林立している場所が散見されるが、こうした場所に対する規制はどのようなものがあるか。

#### 都市計画課 松田

県条例上の禁止地域や景観計画上の景観計画重点区域においては、自己用の広告物に限っており、ある店舗の広告物をその店舗と全く関係ない敷地に設置することはできない。

県条例では、道標、つまり商品の宣伝ではなくてこの先に何々があるという表示の看板については適用除外である。

#### 坂委員

許可申請の際に、色彩や敷地に対する表示面積等、許可基準をクリアしていれば、基本的に許可がおりると考えてよいか。

#### 都市計画課 松田

許可基準をすべて満足していれば許可はおりる。自己用に限るという

表現がある地域では、パチンコ店の敷地にパチンコ店以外の看板を設置しようとしても、自己用とはならないため、基準を満足せず、許可はできない。

#### 横内会長

パチンコ店に飲食店の広告物が出せないということか。

#### 都市計画課 松田

おっしゃるとおり、自己用に限るという表現がある地域においては出せない。

#### 都市計画課 松田

野立て看板について補足します。別表第1の2個別基準に「市条例第13条第1項第9号ウに掲げる屋外広告物等」と表記があるものが、自己用広告物となる。第1種から第4種については、自己用に限るという制限を市条例でも規則で定めようとしている。第5種については、この制限がないので、野立て看板の設置は可能となる。

県条例では、道標及び案内図板の定義が曖昧なところがあるので、今後市条例ではうまく運用していきたい。

### 第3号議案

#### 第3号議案「特定屋内広告物の基準について」

##### 【概要】

市条例規則別表第4、別表第5及び流山市広告物条例ルールブック(案)を用い、特定屋内広告物を表示するための基準について、事務局より説明を行う。

特定屋内広告物に関する基準は、屋外広告物等と概ね同じ基準としているが、総表示面積については、別途規定した。

総表示面積については、実際に表示されている特定屋内広告物の中で優良な事例の総表示面積、及び実態調査を行い経済活動の支障としないであろうと考えられる程度を規制の値とした。

具体的には、景観計画における重点区域に該当する、第1種、第3種、第4種規制地域では、窓等の開口部の面積の、10分の2以下とし、第2種、第5種規制地域では、窓等の開口部の面積の10分の4以下とした。

## 【質疑応答】

### 間宮委員

複数のテナントが入る場合など、窓にびっしり貼ってある場合は、開口部の面積の10分の2や10分の4以下に抑えるという数値基準は厳しくないか。

### 都市計画課 松田

総表示面積の数値基準については、市内の特定屋内広告物に関する実態調査を行った上で作成している。規制地域によって10分の2なのか10分の4なのか変わってくるが、建築物の一壁面あたりの全ての開口部や窓の面積に対する特定屋内広告物の割合で基準を満たしているか確認することになる。

### 間宮委員

曇りガラスのシートは、規制の対象となるか。

### 都市計画課 松田

屋外広告物法及び市条例における広告物の定義から外れたものについては、規制の対象外である。例えば、広告の表示のない曇りガラスのシートが窓面に貼られた場合、これは広告物でないため規制の対象外である。

### 間宮委員

デジタルサイネージに関する規定はしないのか。デジタルサイネージが街にあふれると街の質が落ちると思われる。

### 都市計画課 松田

別表の共通基準に、電光掲示板や液晶の表示について面積と高さの基準を設けており、規制地域に応じた基準が適用されることになる。デジタルサイネージとしての基準は、設けていない。

### 間宮委員

音響を使った広告は、市条例における規制の対象外か。

### 都市計画課 松田

対象外である。

第4号議案、第5号議案、第6号議案

資料インデックス11をご覧ください。

第4号議案「高速自動車国道の区域、道路のうち市長が指定する区間にある区域及び鉄道のうち市長が指定する区間にある区域について」

第5号議案「道路又は鉄道の区域に接し、かつ、当該道路又は鉄道から展望できる地域のうち、市長が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然景観を害するおそれがあると認めて指定する区域について」

第6号議案「その他市長が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要と認めて指定する地域、区域又は場所について」

第4号議案、第5号議案、第6号議案は、関連があるため、一括して説明を行った。

#### 【概要】

第4号議案の指定する区域は、「主要地方道松戸野田線のうち、流山市南字西235番5から流山市西深井字一区2014番2までの区間の路面」とする。

規定の理由は、景観重点区域である新川耕地地区を縦断する主要地方道松戸野田線路面を指定し、良好な景観形成及び風致の維持を図るものである。

第5号議案の指定する区域は、「高速自動車国道常磐自動車道の流山市内の区間、及び主要地方道松戸野田線のうち、流山市南字西235番5から流山市西深井字一区2014番2までの区間の路端から500メートル以内の展望できる区域」とする。

規定の理由は、新川耕地の良好な景観形成及び風致の維持を図るものである。

第6号議案の指定する地域、区域又は場所は、「松ヶ丘緑地保全地区の周囲100メートル以内の区域」とする。

規定の理由としては、松ヶ丘特別緑地保全地区は、市内唯一の特別緑地保全地区であり、良好な景観形成及び風致の維持を図る必要があるからである。

#### 【質疑応答】

#### 山中委員

第4号議案から第6号議案までで定めようとしている区域は、どういう区域か。

## 都市計画課 松田

第1種から第5種の規制地域の中で、市長が指定することで、第1種や第2種という厳しい区域に格上げすることができる区域である。格上げが第1種となるか第2種となるかは、景観計画重点区域に該当するかどうかによる。

## 間宮委員

これから江戸川に新しい橋が架かること見据え、なるべく早い時期に市長が指定する区域にこの橋を加え、規制するべきと考えるがいかがか。

## 都市計画課長 長橋

当該橋梁については、平成35年度に供用開始になると聞いている。今後、告示で制限をかけるのか否か議論いただきたい。

## 第7号議案、第8号議案、第9号議案、第10号議案

第7号議案「道路の石垣及び擁壁並びにこれらに類するもので市長が指定するものについて」

第8号議案「信号機、道路標識及び道路の防護柵並びにこれらに類するもので市長が指定するものについて」

第9号議案「電柱、街灯その他これらに類するもので市長が指定するものについて」

第10号議案「煙突並びにガスタンク及び水道タンク並びにタンクで市長が指定するものについて」

第7号議案から第10号議案は、関連がありますので、一括して説明を行った。

### 【概要】

第7号議案で指定するものは、なし。

第8号議案で指定するものは、以下の4点とする。

1. 道路情報管理施設
2. 車両の運転者の視線を誘導するための施設
3. 他の車両や歩行者を確認するための鏡
4. 国、公共団体が設置する公共施設への案内板

規定の理由は、これらの施設に、屋外広告物等が表示、掲出されると、これらの施設やその周囲に設置される交通信号機や道路標識が、視認し

にくくなること、屋外広告物等に目を引かれ、見落とすおそれがあること、屋外広告物等と見間違いを起こすおそれがあることから、自動車を運転する者の交通安全上の障害となることから、公衆への危害防止する目的のため、禁止物件として指定する。

第9号議案で指定するものは、「交通信号機及び道路標識を添架してある電柱、電話柱及び街灯柱」とする。

規定の理由は、第8号議案と同様に、公衆への危害防止する目的のため、禁止物件として指定する。

第10号議案で指定するものは、なし。

なお、この規定と同様の規定が、千葉県屋外広告物条例及びその施行規則で定められている。

#### 【質疑応答】

(質疑なし)

### 第11号議案

第11号議案「規則で定める適用除外となる屋外広告物等について」

#### 【概要】

条例の中で定めきれない細かな屋外広告物等について、規則で定めるものである。

規則で定めようとする適用除外となる屋外広告物等は、以下のとおり。

1. 自治会や町内会等の掲示板や案内図板に表示、掲出する屋外広告物等
2. 貨物自動車、貨物鉄道に表示される運送する対象物の商標や商品名等の屋外広告物等
3. 自動車や鉄道に表示される絵画等の営利を目的としない屋外広告物等

規定の理由は、社会生活上必要な最低限の屋外広告物等については、掲出目的、表示面積などの一定の基準に適合する場合に限って、条例の規制の対象から除外するものである。

なお、この規定と同様の規定が、千葉県屋外広告物条例及びその施行規則で定められている。

#### 【質疑応答】

## 間宮委員

宅配業者のロゴマークが表示されている車両は、どこまで規制を受けるか。

## 都市計画課 松田

広告物の概念は非常に広いものであり、ロゴマーク、商標についても屋外広告物に該当する。それが壁面なのか独立柱なのか車なのかという違いはあっても、車だから屋外広告物の対象外になるということはない。

## 間宮委員

移動中で流山市内を走っている車や、駐車場に止めてある車も規制の対象となるか。

## 都市計画課 松田

車体利用広告物は、車検証に記載されている本拠の位置における条例に従うこととなっている。流山市に本拠の位置があるという車若しくはトラックについては、流山市の条例の対象となる。

## 間宮委員

本拠の位置が流山市である業者は、トラックに大きな運送会社の名前を掲げることができないのか。

## 都市計画課 松田

個別基準の中に自動車や鉄道の広告に関する記載があり、この基準を満足するものは掲出が可能である。また、流山市外に本拠地があり、市外から市内に入ってくる車を、止めることはできない。

## 山中委員

選挙カーに対する規制はどうか。

## 都市計画課長 長橋

公職選挙法に関するものは、適用除外となる。

## 第12号議案

第12号議案「届出が必要となる特定屋内広告物の規模について」

### 【概要】

届出が必要となる特定屋内広告物の規模として、1壁面当たりの総表示面積を3㎡とする。

規定の理由は、特定屋内広告物を多数表示するであろう物販店舗の中

でも、比較的件数の多いコンビニエンスストアを想定している。

一般的なコンビニエンスストアの最大の開口部1面で、概ね30㎡である。規制の厳しい第1種、第3種、第4種規制地域では、総表示面積として開口部の10分の2以下と定めようとしていることから、最大で約6㎡まで表示することが可能となる。

最大の表示可能な面積の半分以上、特定屋内広告物を表示しようとする場合には、届出の対象とし、3㎡という規模を設定した。

【質疑応答】

海老原委員

特定屋内広告物の届出に、手数料はかかるか。

都市計画課 松田

特定屋内広告物の届出において手数料は発生しない。手数料がかかるのは屋外広告物等の許可申請のみである。

### 第13号議案

第13号議案「屋外広告物等の管理に関し必要な知識を有する者について」

【概要】

規則で定める屋外広告物等の管理に関し必要な知識を有する者を、次のとおりとする。

1. 一級建築士
2. 特種電気工事資格者（ネオン工事に係るものに限る。）

建築士法に規定する一級建築士は、あらゆる建築物及び工作物に関する幅広い知識を有していることから、またネオン工事に係る特種電気工事資格者は、電気工事士の中でも扱いの難しいネオン管を用いた電気設備を扱うことができる知識や経験を有していることから、大規模な屋外広告物等の管理に必要な知識を有する者としてとした。

なお、この規定と同様の規定が、千葉県屋外広告物条例及びその施行規則で定められている。

【質疑応答】

（質疑なし）

## 審議について

### 横内会長

本日の審議事項については、次回の広告物審議会で見解を取りまとめることとする。各委員はそれまでにご自分の意見を再度整理しておくこと。

### 都市計画課 駒木根

次回は、第2回流山市広告物審議会は、1月31日（木）10：00から開催する。

—以上—